説明資料
（入札契約制度関係）

平成22年3月19日

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

入札契約制度改革の取組について

沿 革

明治22年 **会計法制定**
（原則 一般競争方式）

明治33年 **指名競争方式に転換**

平成 6年 **一般競争方式の導入**
（WTO対象）

平成12年 **入札契約適正化法の制定**
（透明性の確保、公正な競争の促進）

平成17年 **公共工事品質確保法の制定**
（価格と品質が総合的に優れた調達）

平成18年 **一般競争方式の本格実施**
（WTO対象以外に拡大）

改正独禁法の施行
（課徴金減免制度の導入等）

平成19年 **改正官製談合防止法の施行**
（職員に対する刑罰規定の創設等）

平成21年 **改正独禁法の施行**
（課徴金の適用範囲の拡大等）

国土交通省における入札契約制度改革の推進

○競争性・客観性・透明性の向上

・<u>一般競争方式の拡大</u> H20年度 約95．0％
（すべての入札に占める金額ベースの割合）
（予定価格6千万円以上の工事が対象。予定価格6千万円未満についても試行実施。）

○価格と品質が総合的に優れた調達

・<u>総合評価方式の拡充</u> H20年度 約99．7％
（競争入札に占める金額ベースの割合）

○ダンピング受注や不良不適格業者等の排除

・<u>低入札価格調査基準価格の引上げ</u>
（平成20年3月31日、平成21年4月3日）

・<u>入札ボンドの導入（平成18年度～）</u>
（WTO対象の工事で実施、地方公共団体との連携により拡大）

地方公共団体における入札契約制度改革の推進

（平成21年9月1日現在 平成21年度公共工事入札契約適正化調査から）

○一般競争方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み
市区町村の65．0％が導入済み

○総合評価方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み
市区町村の57．5％が導入済み

○低入札価格調査・最低制限価格

すべての都道府県・政令指定都市でいずれかを導入済み
市区町村の82．6％でいずれかを導入済み

一般競争入札方式の拡大

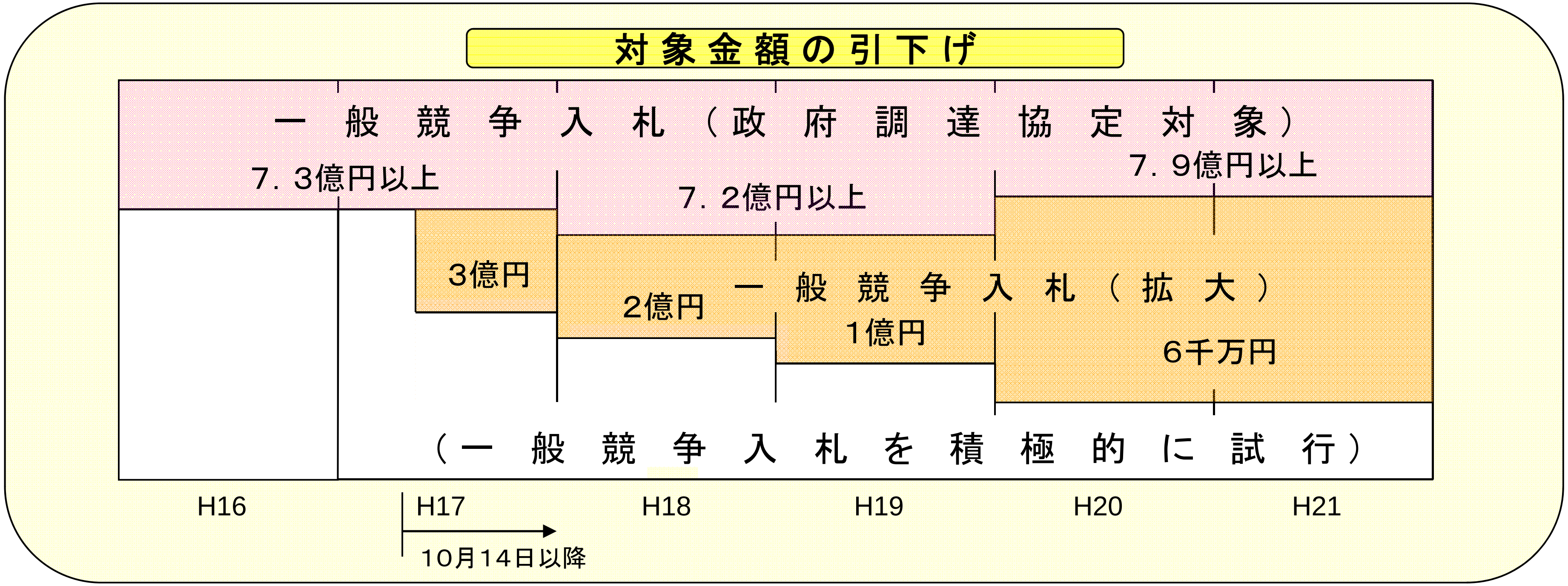

地方整備局における一般競争入札及び総合評価落札方式による契約実績

一般競争入札方式の割合
【全契約に占める割合】

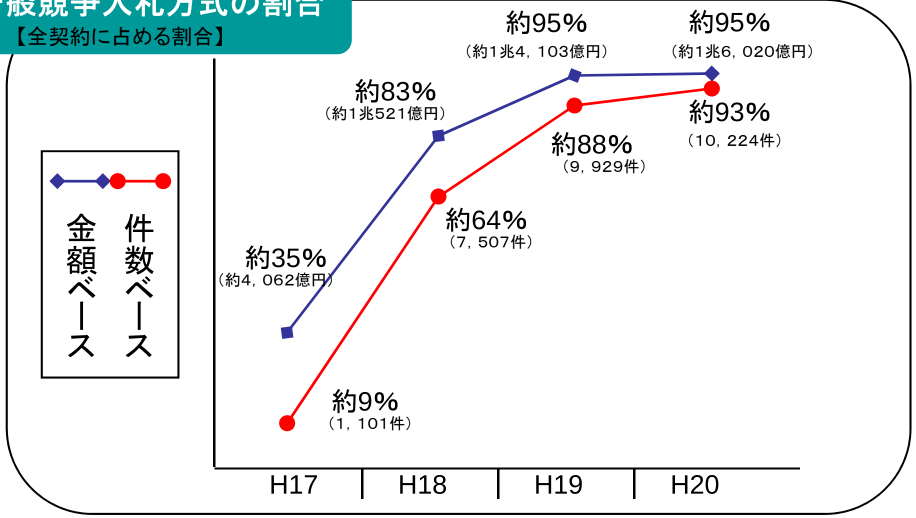

一般競争入札＋総合評価方式の割合
【全競争入札に占める割合】

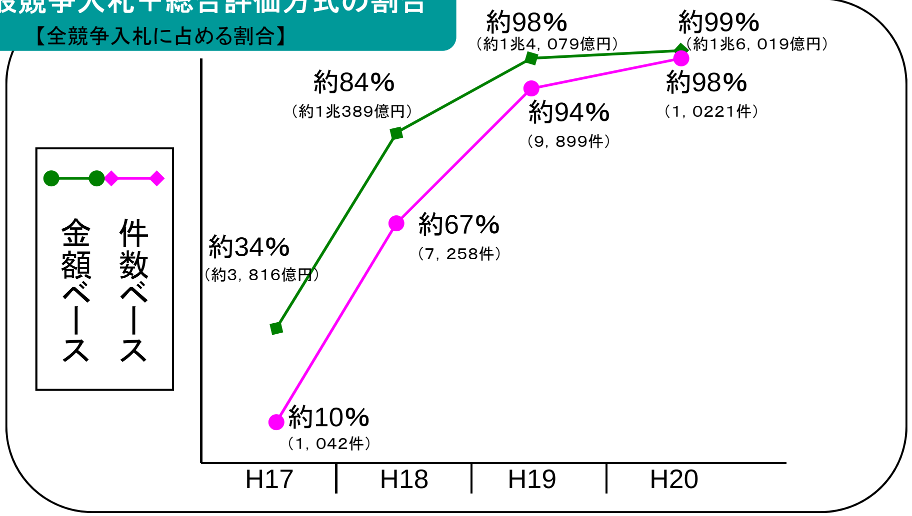

※港湾空港関係を除く

総合評価落札方式について

（工事）総合評価落札方式の概要

◆総合評価落札方式の評価方法

技術提案者（入札参加者）の中から**評価値**が最大の者を契約の相手方として決定する。

$$評価値 = \frac{技術評価点}{入札価格}$$

技術評価項目
- 技術提案
- 工事の施工能力等
- 地域精通度・地域貢献度等

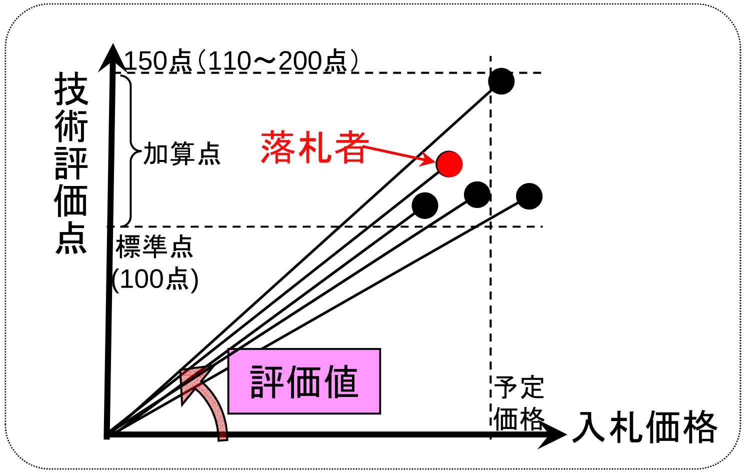

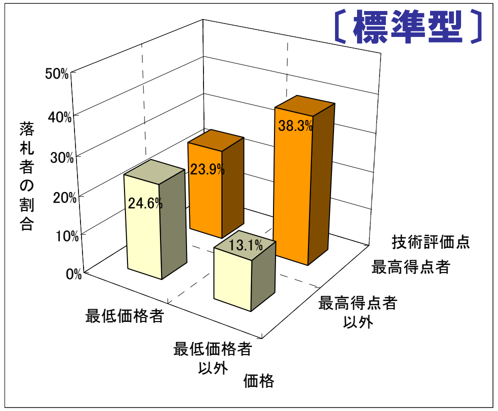

【参考】落札者の内訳（平成20年度）

【想定される技術提案項目】

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費　など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上　など
社会的要請に対応した工事	環境の維持（騒音・振動・水質汚濁など）、交通の確保、安全対策、リサイクル　など

地方公共団体における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況

〇都道府県、政令市においては、全ての団体において一般競争入札及び総合評価落札方式を導入済み。

〇市区町村においては、一般競争入札の導入率が65．0%、総合評価落札方式の導入率が57．5%。

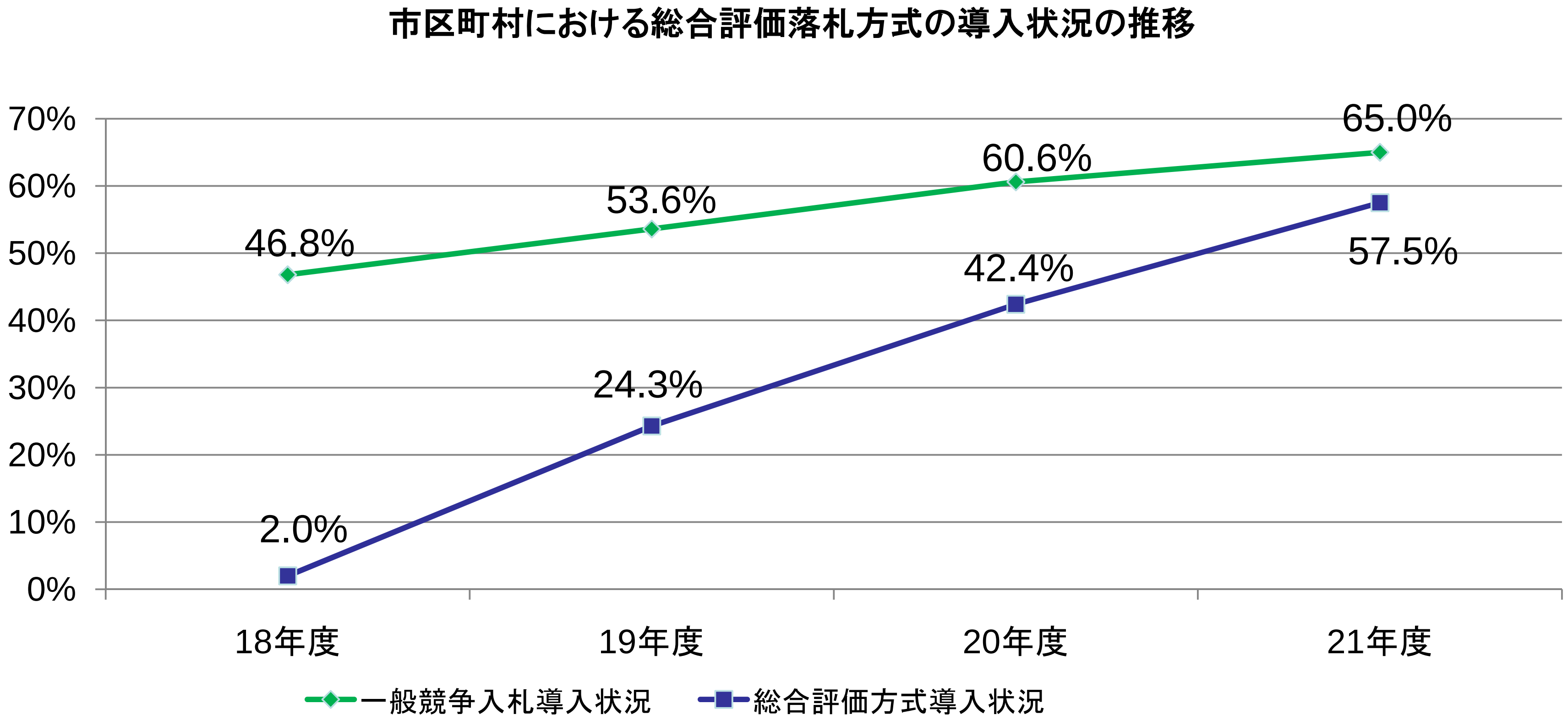

（入札契約適正化調査より）

低入札による品質低下の防止（ダンピング防止対策）

ダンピング受注は建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいことから、ダンピングの防止を図る必要がある。

ダンピング防止対策の項目
（平成18年12月　緊急公共工事品質確保対策について）

○総合評価方式の拡充

・施工体制確認型総合評価方式の試行

○品質確保ができないおそれがある場合の具体化

・極端な低入札について特別重点調査を実施

○入札ボンドの導入拡大
（市場による与信審査を通じて資力信用をチェック）

・現在、先行的導入を行っている入札ボンドの対象について、地方公共団体の導入と連携して拡大。

○一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

・実績づくりのために無理な入札を行わなくてもすむように緩和。
（過去10年分 → 当面、最大で過去15年分）

○公正取引委員会との連携強化

○予定価格の的確な見直し

- 落札率90%未満になると、工事成績評定点が平均点未満の工事となる割合が急増。

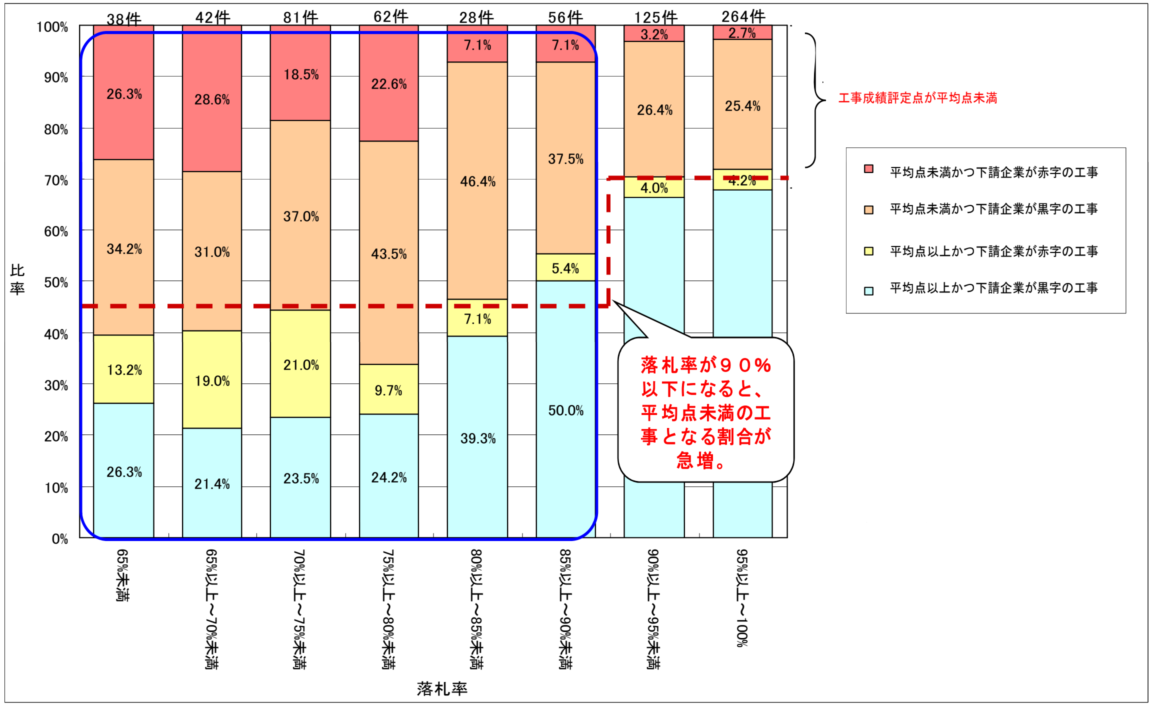

低入札価格調査における基準価格等の引き上げ

低入札価格調査における基準価格の引上げの経緯（国土交通省発注工事）

S62.4～H20.3		H20.4～H21.3		H21.4.3～
平均77%程度 設定範囲：2／3～85%	➡ 21年	平均82%程度 設定範囲：2／3～85%	➡ 1年	平均 85%程度 設定範囲：70%～90%
【計算式】 直接工事費の額 共通仮設費の額 現場管理費×0．20 } 合計額 ×1．05		【計算式】 直接工事費×0．95 共通仮設費×0．90 現場管理費×0．60 一般管理費等×0．30 } 合計額 ×1．05		【今回見直し後の計算式】 直接工事費×0．95 共通仮設費×0．90 現場管理費×0．70 一般管理費等×0．30 } 合計額 ×1．05

地方公共団体における最低制限価格等の見直し状況（H22.2.17現在）　※速報値

（最低制限価格）

- 21年4月公契連モデルより高い水準に設定：11道県2政令市（北海道、福島県、栃木県、神奈川県、新潟県、和歌山県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、さいたま市）
- 21年4月公契連モデルを準用又は同水準：16県、10政令市（秋田県、千葉県、東京都、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、奈良県、島根県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、福岡市、北九州市）

（低入札価格調査基準価格）

- 21年4月公契連モデルより高い水準に設定：9道県、2政令市（北海道、宮城県、福島県、栃木県、新潟県、長野県、山口県、佐賀県、沖縄県、札幌市、さいたま市）
- 21年4月公契連モデル準用又は同水準：26県、9政令市（岩手県、山形県、秋田県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、福岡市、北九州市）

※都道府県の36団体、政令市の12団体において、いずれかの見直しを実施

予定価格等の公表時期について

予定価格等の事前公表の弊害

・建設業者の見積努力を損なわせること。
・くじ引きによる落札件数が増加すること。
　→　偶然による受注が増加することにより、経営面、技術面で努力するインセンティブが低下

地方公共団体　（H22.2.1現在　※速報値）

（予定価格の事後公表への移行）

○事後公表のみ：10道県、2政令市（北海道、福島県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、兵庫県、岡山県、長崎県、浜松市、岡山市）

○事前公表及び事後公表の併用：12県、5政令市（埼玉県、千葉県、山梨県、富山県、滋賀県、和歌山県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、川崎市、新潟市、大阪市）

○案件により事後公表を試行：6県、3政令市（山形県、岐阜県、栃木県、大阪府、鳥取県、山口県、さいたま市、横浜市、神戸市）

○予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、28道府県、10政令市

（最低制限価格の事後公表への移行）

○事後公表のみ：31道府県、15政令市　○未公表：8都県　○事前公表及び事後公表の併用1府
（※最低制限価格制度未導入　5県、1政令市）

（低入札価格調査基準価格の事後公表への移行）

○事後公表のみ：34道府県、15政令市　○未公表：9都県　○事前公表及び事後公表の併用：2府県

国土交通省所管独立行政法人等（H21.9.1現在）

（予定価格の事後公表への移行）

○事後公表のみ：13法人（水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、都市再生機構、関西国際空港株式会社、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構）

○事前公表及び事後公表の併用：1法人（成田国際空港株式会社）

地域企業の適切な評価による受注機会の確保について

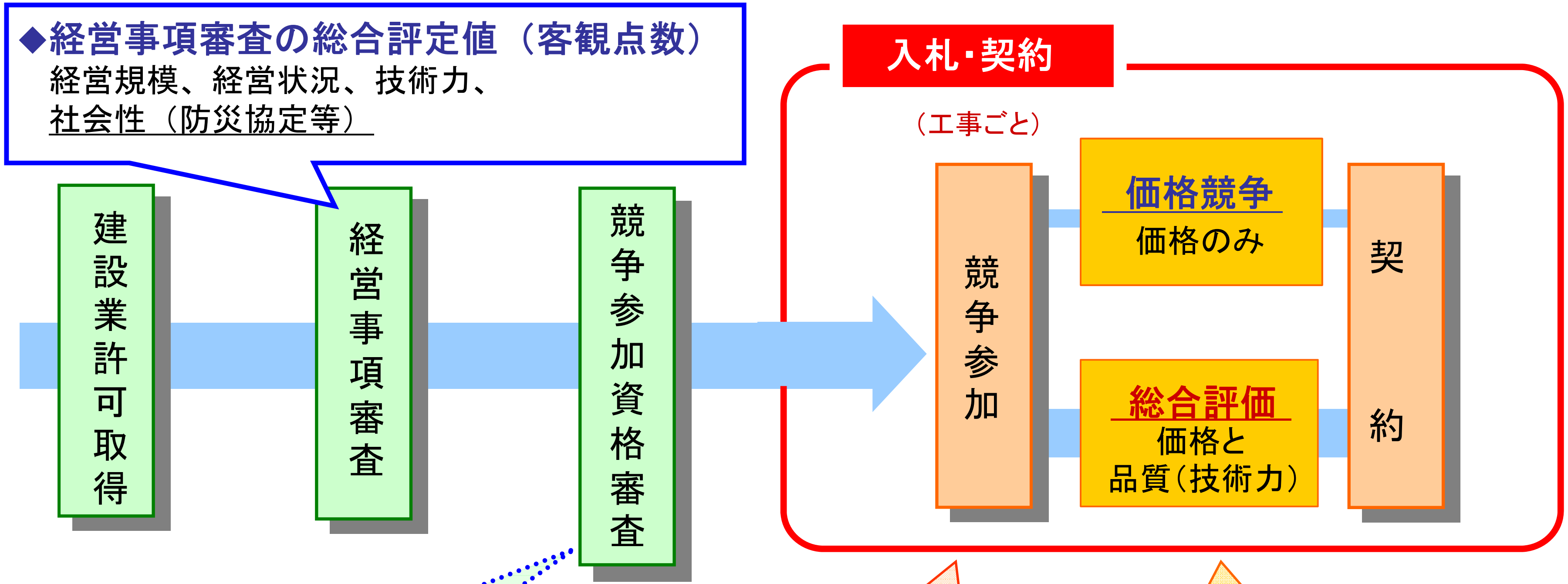

◆発注者別評価点（主観点数）

◎工事関連項目
（工事成績、技術者数、表彰実績　等）
◎社会性関連項目
（防災協定、地元雇用　等）

⇒ランク分け

◆個別工事ごとの入札参加条件

・工種・等級の選定
・施工実績 ＊
（＊直轄工事において、実績要件について
は、H22当初より緩和するよう準備中）
・配置予定技術者
・地域要件
（県であれば出先事務所管内業者、
市町村であれば市町村内業者　等）等

※入札ボンドの活用

◆総合評価方式の評価

・技術提案
・配置予定技術者の能力
・企業の施工能力
（同種工事の施工実績・工事成績）
・地域精通度・地域貢献度
（営業拠点の所在地・防災活動の実績
等）　等

◆ダンピング対策の徹底

入札契約制度の改善点について

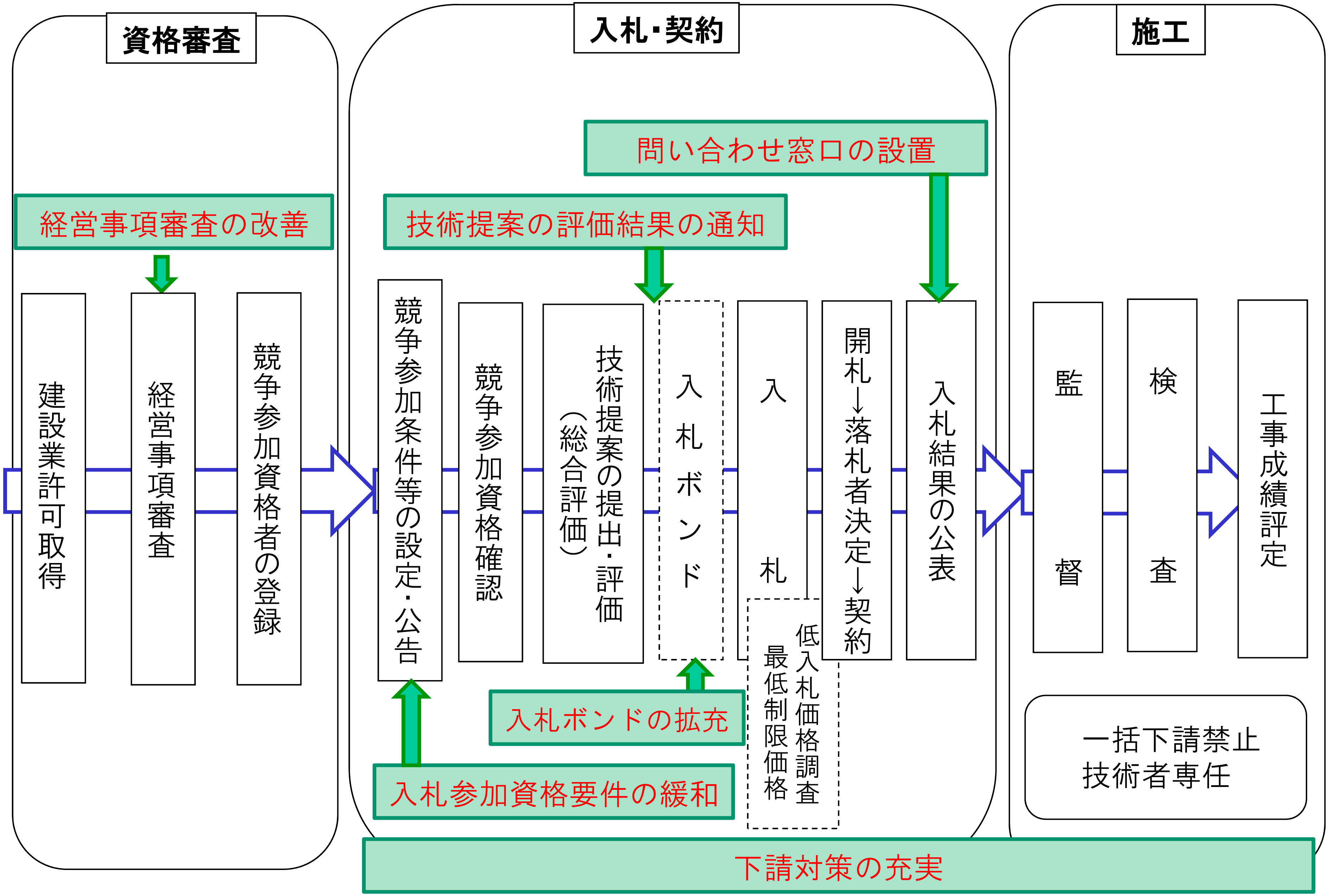

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２２年３月１６日
国　土　交　通　省
総合政策局建設業課
大臣官房技術調査課
大　臣　官　房　地　方　課

入札契約制度の更なる改善について

今月５日に発表した「総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善策」に引き続き、入札契約制度の改革はできるものから順次実施していくという観点から、企業の経営評価、下請企業対策の２点について、以下のとおり改善の方針を取りまとめました。

１．企業の経営評価に関する改善の方針

（１）経営事項審査制度

公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に、企業実態をより公正に評価できるよう、次の取り組みを進めます。

①　一括下請負による完成工事高の嵩上げなど現場レベルでの不正を排除するため、立入検査など現場での監督を強化

②　利益の水増しなど実態のない虚偽申請を排除するため、虚偽申請の疑いのある企業の抽出を強化するとともに、重点審査を実施

③　技術者数評価のあり方、再生企業の取扱い、社会性評価項目（Ｗ点）のあり方などの審査基準について、中央建設業審議会における検討を踏まえて見直し

（２）入札ボンドの拡大

市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ボンド」の対象工事の拡大に取り組みます。

①　国土交通省直轄工事において、入札ボンドの対象工事をこれまでのＷＴＯ対象工事から、原則としてＢランクの工事まで拡大
②　地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

２．下請企業対策に関する改善の方針

多くの労働者が働く下請建設企業へのしわ寄せを防止する観点から、次の取り組みを進めます。

① 契約の明確化・対等化を図るため、書面による契約を徹底するとともに、標準請負契約約款について、中央建設業審議会における検討を踏まえて改正

② 信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方策を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討

③ 元請の入札前の見積りの適正化や下請への適切な支払いを促進するため、下請企業の見積りを踏まえた入札契約方式を試行

④ 違法行為等に厳格に対応するため、地方公共団体との連携を強化し、違法行為等に対する取締り、指導監督を強化

３．これらの取り組みについては、４月以降、できるものから順次実施していく予定です。

＜問い合わせ先＞
総合政策局建設業課
企画専門官　鎌原　宣文
ＴＥＬ　０３（５２５３）８１１１（内線２４７５３）
直　通　０３（５２５３）８２７７
課長補佐　諸岡　昌浩
ＴＥＬ　０３（５２５３）８１１１（内線２４７２３）
直　通　０３（５２５３）８２７８
大臣官房技術調査課
課長補佐　阿部　俊彦
ＴＥＬ　０３（５２５３）８１１１（内線２２３３４）
直　通　０３（５２５３）８２２０
大臣官房地方課
課長補佐　田村　真一
ＴＥＬ　０３（５２５３）８１１１（内線２１９５４）
直　通　０３（５２５３）８９１９

入札契約制度の更なる改善（企業の経営評価）

国土交通省

【改善の方針】 企業の経営実態をより公正に評価する観点から、公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に改善に取り組むとともに、市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ボンド」の対象工事を拡大する。

（1）経営事項審査制度

（1）－① 現場での不正の取締り強化

現場レベルでの不正（一括下請負による完成工事高の嵩上げ、技術者の配置義務違反など）により、ペーパーカンパニーの評点が不当に高くなっている可能性

↓

都道府県とも連携して、立入検査など現場での監督を強化

（1）－② 虚偽申請のチェック体制強化

実態のない虚偽申請（利益や技術者数の水増し　等）により、評点が不当に高くなっている可能性

↓

異常値検出等により、虚偽申請の疑いのある業者の抽出を強化するとともに、重点審査を実施

（1）－③ 審査基準の更なる見直し

技術者数評価のあり方、再生企業の取扱いや社会性評価項目（W点）のあり方等について多様な要望

↓

審査基準の更なる見直し（中央建設業審議会で検討）

（2） 入札ボンドの拡大

市場機能を活用した建設企業の経営面での評価の必要性

↓

国土交通省直轄工事において、入札ボンド対象工事の拡大

（現在）WTO対象工事

→ 原則としてBランクの工事まで拡大

地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

入札契約制度の更なる改善（下請企業対策）

国土交通省

【改善の方針】 多くの労働者が働く下請へのしわ寄せを防止する観点から、新たな下請代金保全策の導入の検討や、下請企業の見積りを踏まえた入札方式の試行に取り組むとともに、標準請負契約約款の改正について、建設業法に基づき中央建設業審議会における検討を開始する。

２－① 書面契約の促進・約款の改正等

契約・取引の対等化・明確化が必要

↓

ⅰ）書面による契約の促進
ⅱ）標準請負契約約款の改正
（中央建設業審議会で検討）
ⅲ）発注者・受注者間の不適切な行為等をガイドラインとして明確化し、周知徹底
ⅳ）トラブルの未然防止や迅速な解決のため、契約当事者から中立的な第三者の活用を促進

２－② 新たな下請代金保全策導入の検討

元請倒産時等に、下請代金が保全される必要

↓

信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方策を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討

２－③ 下請の見積りを踏まえた入札方式

元請の入札前の見積りを適正化するとともに、下請への適切な支払いを担保することにより下請や労働者を保護する必要

↓

下請リスト提出入札方式（仮称）の試行
- 専門工事の施工内容が特に重要な工事等を想定
- 下請が元請に提出した見積書を、元請が発注者に提出
- 見積り額を下回る金額での下請契約の原則禁止

２－④ 取締り、指導監督の強化

違法行為等への適切な対応が必要

↓

地方公共団体との連携の強化
- 知事許可業者に対する指導監督の強化
- 都道府県と共同して研修会の開催を検討
- 建設業取引適正化推進月間（仮称）の創設

違法行為等を改善するための措置の強化
- 立入検査に重点調査項目を設定
- 公正取引委員会との連携の強化

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２２年３月５日
国　土　交　通　省
大臣官房技術調査課
大　臣　官　房　地　方　課
総合政策局建設業課

総合評価落札方式の透明性の確保等に関する改善策について

国土交通省の直轄工事における入札契約制度に関して、平成２２年度の予算執行から、総合評価落札方式の技術評価に関する透明性を向上させるとともに、民間企業の技術力による競争を促進させるために、以下の３点について改善策を講じることとしました。

１．総合評価落札方式における技術提案の評価結果については、その点数の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知する。＜改善策①＞

２．この通知に対して、提案企業から疑問点等を問い合わせることのできる専用の窓口を各地方整備局に新たに設置する。＜改善策②＞

３．工事難易度の低い工事の入札参加資格要件には、過去の実績の工事量*による設定は行わず、総合評価落札方式の技術評価における施工能力の評価として行う。＜改善策③＞

*例えば橋梁の長さ（何ｍ以上）、舗装の施工面積（何㎡以上）、盛土・切土の施工量（何㎥以上）等

＜問い合わせ先＞

大臣官房技術調査課　課長補佐　阿部　俊彦
ＴＥＬ　０３（５２５３）８１１１（内線２２３３４）
直通　０３（５２５３）８２２０

大臣官房地方課　課長補佐　田村　真一
ＴＥＬ　０３（５２５３）８１１１（内線２１９５４）
直通　０３（５２５３）８９１９

総合政策局建設業課　課長補佐　諸岡　昌浩
ＴＥＬ　０３（５２５３）８１１１（内線２４７２３）
直通　０３（５２５３）８２７８

＜改善策①＞　技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知

＜入札結果の公表例＞ 公表済み

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考
A社	¥340,000,000	155	45.588	
B社	¥336,000,000	172	51.190	
C社	¥332,000,000	158	47.590	
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札
････				

評価点の内訳									
標準点	評価点				施工体制評価点			合計
	施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について	企業の施工能力	企業の信頼性･社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計	
100	15	8	2	25	15	15	30	155
100	30	10	2	42	15	15	30	172
100	15	11	2	28	15	15	30	158
100	30	14	0	44	15	15	30	174

【具体的な評価内容の通知例】 新規

【凡例】〇：加点対象として評価する
　　　　ー：加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
･工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	ー
･工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	〇
･本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	ー
･ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	〇
･地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	〇

＜改善策②＞　評価内容等に関する問い合わせ窓口の設置

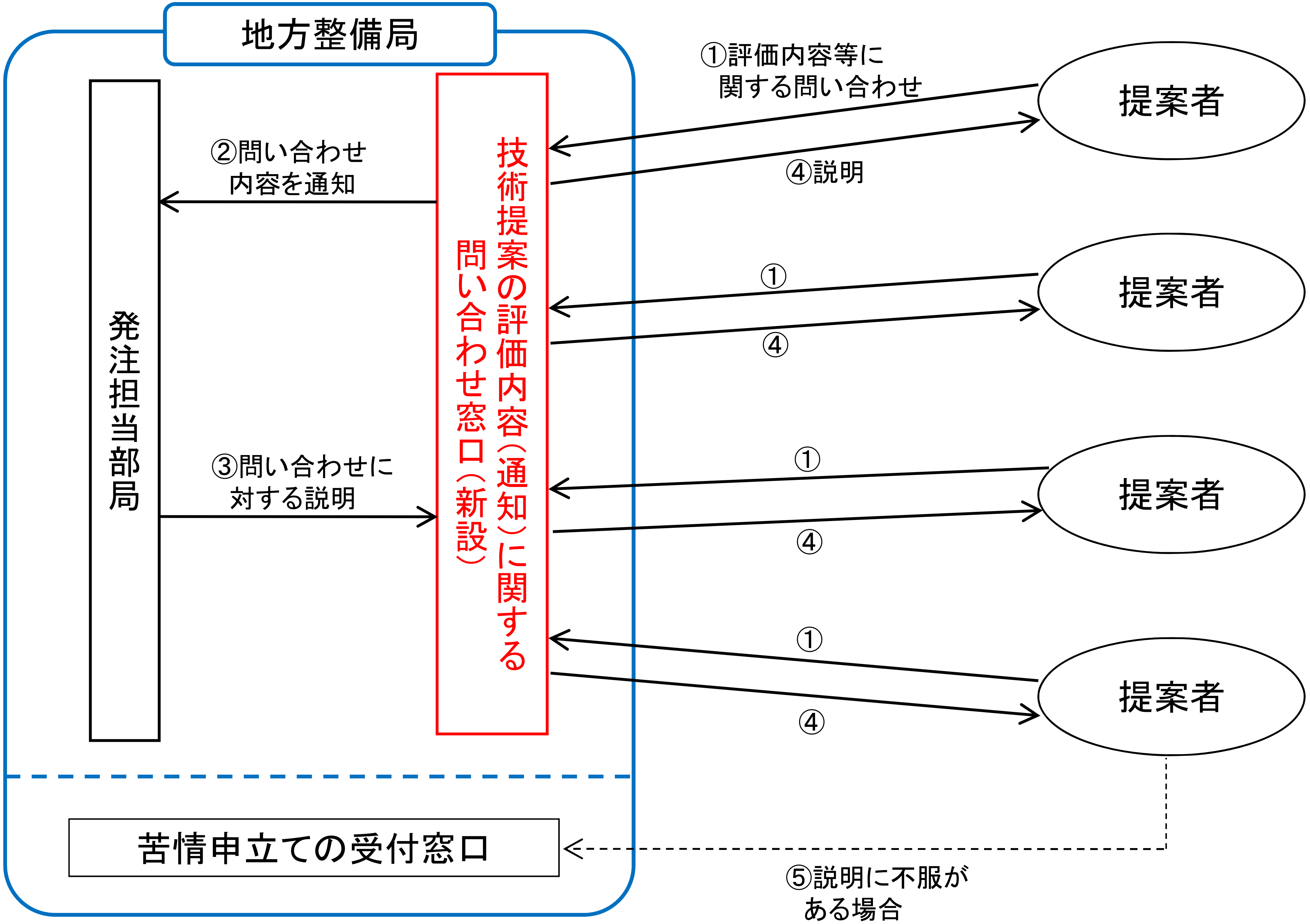

＜改善策③＞　入札参加要件における要件設定の見直し

＜入札参加要件の記載項目＞（一般的なもの：WTO対象工事を除く）

（1）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定（一般競争に参加させないことができる者）に該当しない者

（2）当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者
（会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと）

（3）地域要件

（4）施工実績

例1）（ア）道路橋又は鉄道橋であること。

~~（イ）最大支間長が25m以上であること。~~

例2）（ア）2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で~~、舗装の表層面積が10,000m2以上の工事で~~あること

例3）（ア）河川堤防の築堤工事~~において築堤盛土量が4，000m3以上~~であること。

（5）監理技術者を当該工事に専任で配置できること

（6）以下、略　・・・
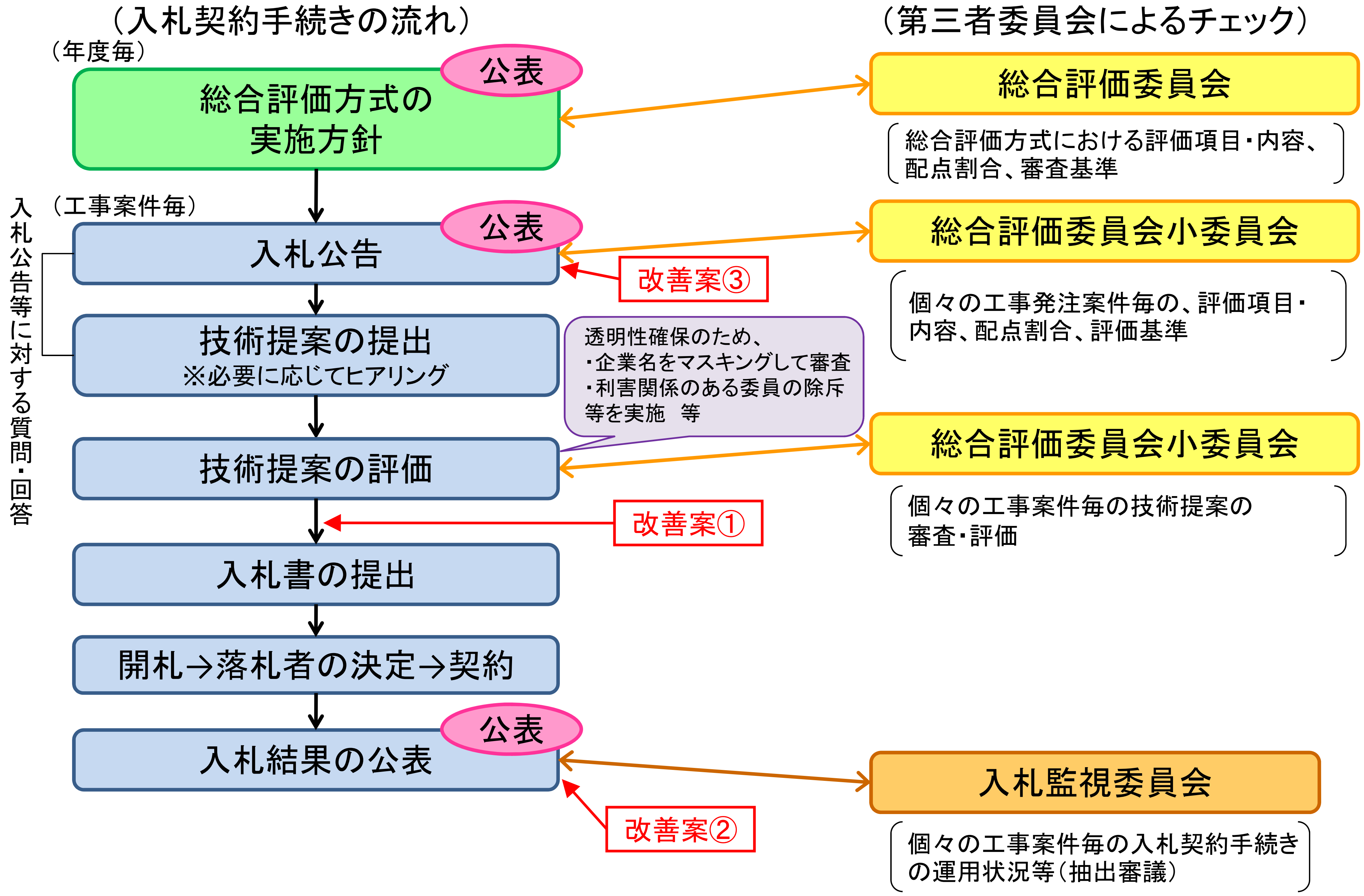
総合評価方式(工事)における入札契約手続きの透明性の確保に関する取り組み